## 介護保険料(65歳以上の人)本算定

## ■ 介護保険料(年額)を7月中旬(予定)に通知します。

介護保険料は、本人・世帯の住民税の課税状況と本人の前年所得などをもとに段階別に計算します。 確定した介護保険料と、4月の仮徴収・暫定賦課分を差し引いた残りが今後支払う介護保険料です。

=

#### (年額)

## (仮徴収·暫定賦課)

## (本徴収・以降の納期に振り分け)

確定した令和5年度 年間保険料

特別徴収	4.6.8月
普通徴収	第1·2期

	_
10・12・2月の3回	
第3・4・5・6期の4回	_

### ■ 介護保険料の納め方

## ○特別徴収(年金からの天引き)

- 65歳以上で、年金を年額18万円以上受けている人。
- 2ヶ月おきに支払われる年金から支払期ごとに保険料が天引きされます。

## ○普通徴収(納付書、□座振替による納付)

- 特別徴収にならない人。
- 年金が年額18万円未満の人。

なお、年度途中に65歳となった人や転入した人で、かつ年金を年額18万円以上受けている人については、当初は普通徴収となります。特別徴収は翌年度以降に随時開始されます。

お支払いは、納付書で役場または町が定める金融機関等で納めてください。また、納付の手間が 省ける口座振替が便利です。(詳しくは下記問い合わせ先まで)

### ■ 介護保険料を滞納していると

地方自治法の督促・滞納処分の例により、処分を受けることがあります。また、介護サービスを利用 した際の利用者負担が3割になるなどの保険給付に制限が生じる場合があります。

1年以上滞納	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。
1年6ヶ月以上 滞納	費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。
2年以上滞納	サービスを利用するときに利用者負担が3割になったり、高額介護サービスなどが受けられなくなったりします。(利用者負担の割合が3割の人は、4割になります。)

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)

## ひとり親世帯の支援のため、新たな給付金の支給が実施されています。

#### ■対 象

- ①令和5年3月分、4月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金(遺族年金、障害年金等)を受給していることで令和5年3月の児童扶養手当の支給を受けていない世帯
- ③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している世帯と同じ 水準になっている世帯

#### ■給付額

児童1人当たり一律5万円

#### ■給付金の支給手続き

- ①に該当
  - ▼令和5年5月末に児童扶養手当を支給している口座に熊本県から支給済みです。
- ②、③に該当
- ▼給付金を受け取るには 申請が必要 です。
- ▼申請書と必要書類を役場福祉課子育て支援係の窓口に提出してください。
  - 必要書類等 本人確認書類
    - □座確認書類
    - 簡易な収入見込みの申立書(本人及び扶養義務者)
    - ・戸籍謄本(県の認定を受けている世帯は不要です。)
- ▼申請内容を確認して指定□座に熊本県から可能な限り速やかに振り込まれます。 (申請書は福祉課子育で支援係にあります。町ホームページにも掲載しています。)

### ■申請期限

令和6年2月29日(木)

# 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)

食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化していると思われる低所得の子育て世帯へ、給付金を支給します。

- ■対象 次のいずれかに該当する人(ひとり親世帯除く)
- ①令和4年度中に実施した子育で世帯生活支援特別給付金(前回給付金)の支給対象者
- ②令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合20歳未満)を養育している父母等(令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)で、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

#### ■給付額

児童1人当たり一律5万円

#### ■申請方法

- ①に該当 申請不要(5月末に振り込んでいます)
- ②に該当 申請が必要です。令和5年度住民税非課税者には役場福祉課から申請書等を送付します。 家計が急変した世帯は申請書等を窓口に取りに来ていただくか、町ホームページからダウンロードして福祉課子育て支援係に提出してください。

#### ■必要書類等

- ○申請者・請求者の本人確認書類(写)、受取□座を確認できる書類(写)
- ○家計急変の場合は、申請者及び配偶者等の令和5年1月以降の任意の1か月分の給与明細、事業の収入額及び事業に要した経費がわかる書類

#### ■申請期限

令和6年2月29日(木)

▶提出先・問い合わせ先:福祉課 子育て支援係 ☎57-8503